

「年金減額の現状と行政不服審査請求について」 ミニ学習会の報告

～2.5%の年金引き下げは、 12月支給分(1%)から始まります～

11月25日今関講師(社会保険労務士)の解説で3年間で2.5%の年金引き下げ、さらに社会保障プログラム法案で検討されている改悪内容などについて学びました。(参加者12名)
全日本年金者組合が取り組んでいる2.5%削減への「行政不服審査請求運動」に参加して異議ありの意思表示を行う重要性が訴えられました。



～老後保障の「公助から自助・自立へ」 は国の責任放棄!～

2.5%年金切り下げ額(12年度の▼0.3%含む)

	引き下げ 幅	厚生年金 (*) (月額)	月減額
2011年度		231,648円	
12年 4月～	▼0.3%	230,940円	▼708円
13年 10月～	▼1%	228,591円	▼2,349円
14年 4月～	▼1%	226,216円	▼2,375円
15年 4月～	▼0.5%	225,040円	▼1,176円
月額合計			▼6,608円
年額合計			▼79,296円

(*)夫が平均年収(平均標準報酬36万円)で40年間就業、妻が専業主婦の場合厚労省のモデルケース)

公的年金受給者は約3,900万人ですが、約1,300万人が月額10万円未満の年金で暮らしています。来年4月には消費税増税が追い打ちをかける中、年金切り下げは許せない高齢者いじめとなっています。

又、65歳以上の無年金者が約100万人もいます。先進国では当たり前最低保障年金がないことについて、国連社会権規約委員会は今年の5月17日日本政府へ2度目の勧告を出しています。

(国連の勧告の抜粋)

委員会は、締約国の高齢者、とくに無年金高齢者および低年金者の間で貧困が生じていることを懸念する。委員会は、貧困が、年金拠出期間が受給資格基準に達していない高齢女性に主として影響を与えていること、および、スティグマ(恥の烙印)のために高齢者が生活保護の申請を抑制されていることをとりわけ懸念する。委員会はさらに、「国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律」で導入された改正により、**多くの高齢者が無年金のままとなることを懸念する。**(第9条)

委員会は、国民年金制度に**最低年金保障を導入するよう締約国に対して求めた前回の勧告をあらためて繰り返す。**委員会はまた、生活保護の申請手続を簡素化し、かつ申請者が尊厳をもって扱われることを確保するための措置をとるよう、締約国に対して求める。

憲法25条は「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。とした上で「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」と定めています。

安倍政権のプログラム法案では、公助から自助へを強調し、さらに恒久的な支給減や年金課税強化、支給開始年齢の引き上げが検討されています。改悪を食い止めることが大切です。

～「行政審査不服請求」は誰でも参加できます。～

全日本年金者組合のホームページから審査請求書をダウンロードできます。

http://www.nenkinsha-u.org/04-youkyuundou/pdf/1311shinsa_seikyusyo.pdf

*全日本年金者組合の様式は、厚労省との交渉で確認したもので、基礎年金番号の記載だけで年金証書コピーなどの貼付物は不要です。

*近くの年金事務所でも受け付けてくれます。

*12月始めに減額の通知が来てから60日以内に請求手続きをする必要があります。